

地域建設業経営強化融資制度を利用する場合における債権譲渡の承諾等に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、犬山市（以下「発注者」という。）が発注する建設工事を受注、施工している中小・中堅建設業者（以下「受注者」という。）が、地域建設業経営強化融資制度（「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年国総建第197号、国総建整第154号））（以下「本制度」という。）を利用する場合における、犬山市公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡の承諾等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(債権を譲渡することができる者)

第2条 債権を譲渡することができる者（以下「債権譲渡人」という。）は、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数1,500人以下の受注者とする。

(債権を譲り受けることができる者)

第3条 債権を譲り受けることができる者（以下「債権譲受人」という。）は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は民法上の公益法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(対象工事)

第4条 本制度の対象となる工事は、発注者が発注する建設工事のうち、次の工事を除く工事とする。

- (1) 債務負担行為及び歳出予算の繰越し等による工期が複数年度にわたる工事（次のア、イ、ウの工事は除く。）

ア 債務負担行為の最終年度に係る工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

ウ 債務負担行為又は繰り越し工事であって、債務譲渡の承諾時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、工期の残りが1年未満の工事

(2) 受注者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡を承諾するに当たって市長が不相当と認める特別の事由がある工事

(譲渡債権の範囲)

第5条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、約款第33条第2項に規定する検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、約款第52条第1項に規定する出来形部分の検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 当該工事請負契約の契約変更により工事請負代金債権の額に増減が生じた場合には、前項の工事請負代金債権の額は、変更後の工事請負代金債権の額とする。

3 前項の場合において、債権譲渡承諾依頼書(様式第1)及び融資実行報告書(様式第2)に記載された請負代金額及び債権譲渡額は、変更後のものとする。

4 第2項の場合において、債権譲渡人は債権譲受人に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知するものとする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第6条 当該工事の出来高(第4条(1)アにあつては、最終年度の工事に係る出来高)が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

2 前項の規定による承諾に当たっての工事の出来高の確認については、月別の工事進捗率を記した工事履行報告書（様式第3）の受領をもって足りるものとする。

（承諾権限）

第7条 債権譲渡人は債権譲渡を行おうとするときは、約款第5条第1項ただし書に規定する発注者の承諾を得るものとする。その際、発注者は債権譲渡の承諾後、債権譲渡承諾書（様式第1）2通を債権譲渡人に交付することとする。

（債権譲渡の承諾の申請書類）

第8条 発注者は、債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、次の各号に掲げる書類を受注者から提出させるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書、債権譲渡承諾書（様式第1） 3通
- (2) 債権譲渡人と債権譲受人の調印済の債権譲渡契約証書の写し 1通
- (3) 工事履行報告書（様式第3） 1通
- (4) 発行日から3箇月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通
- (5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

（債権譲渡の対抗要件）

第9条 債権譲渡が、債権譲渡人の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、発注者の有効な日付がある承諾を得ることで第三者に対抗できることとなっているため、債権譲渡承諾書の確定日付の記入には慎重を期すこと。

（保証事業会社による金融保証の保証範囲）

第10条 本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とするものとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金から前払金、部分払金及び債権譲受人から債権譲渡人への融資額を控除した金額の範囲内とする。

（融資時の出来高確認）

第 1 1 条 融資時の譲渡債権の担保価値を査定するには、融資時の出来高を確認する必要があるが、この場合の出来高の確認は、債権譲受人が行うこととされているため、担保価値の査定のための出来高の確認を行う必要はないものとする。

(融資実行の報告)

第 1 2 条 債権譲渡人及び債権譲受人が、発注者による債権譲渡の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書（様式第 2）を提出させるものとする。

2 債権譲渡人が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、第 1 0 条に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに発注者に、公共工事金融保証証書の写しを提出させるものとする。

(工事請負代金の振込先の変更について)

第 1 3 条 発注者は、債権譲渡の承諾を行ったら債権譲渡承諾書（様式第 1）の写しを支出負担行為決議書に添付するとともに支出負担行為決議書の余白に工事請負代金債権の譲渡があった旨及び債権譲受人の住所、氏名を付記するものとする。また、債権譲受人から工事請負代金請求書（様式第 4）を受理した場合は、支出命令書の余白に工事請負代金債権の譲渡があった旨及び債権譲受人の住所、氏名を付記し、支出命令書に債権譲渡承諾書（様式第 1）の写しを添付するものとする。

(債権譲渡後の部分払の取扱い)

第 1 4 条 債権譲渡を承諾した後は、当該承諾に係る工事について債権譲渡人及び債権譲受人は約款第 3 8 条に規定する部分払の請求はできないものとする。

(債権譲渡先の債権金額の請求)

第 1 5 条 債権譲渡を受けた債権譲受人からの確定した債権金額の請求に当たっては、次の各号に掲げる書類を市に提出させるものとする。

- (1) 工事請負代金請求書（様式第 4）
- (2) 発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式第 1）の写し
- (3) 債権譲渡契約証書の写し

(4) 発行日から3箇月以内の債権譲受人の印鑑証明書

ただし、書類の提出を受けた日から起算して3箇月以内に発行された印鑑証明書が既に市に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができるものとする。

なお、債権譲受人は工事請負契約書に定められた検査等の所定の手続きを経て、請負代金額が確定した場合に限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、支払いを請求することができる。また、債権譲渡承諾後は、債権譲渡人は請負代金の請求をすることができない。

(留意事項)

第16条 申請書類及び工事請負書類等の確認に際して留意すべき事項は、以下のとおりとする。なお、債権譲渡の承諾又は不承諾は本制度の趣旨に鑑み、速やかに行うよう努めることとする。

(1) 申請書類等の確認に際して留意すべき事項

ア 債権譲渡承諾依頼書(様式第1)及び債権譲渡契約証書の写し
譲渡対象債権の金額(申請時点)が工事請負契約書に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していることを確認する。

イ 工事履行報告書(様式第3)
工事進捗率が2分の1以上であることを確認する。

ウ 債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書
(ア)債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合する。
(イ)債権譲渡人及び債権譲受人が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において(申請書類は個別に提出)、申請書類等の提出を受けた日から起算して3箇月以内に発行された印鑑証明書が既に発注者に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができるものとする。

(2) 工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項

ア 工事請負代金請求書(様式第4)
請求金額が第5条に規定した譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において規定されている債権金額と一致していること等を確認する。

イ 債権譲渡承諾書（様式第1）の写し

（1）アの規定に留意する。

ウ 債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書

（1）ウの規定に留意する。

（3）その他の留意点

本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるので、発注者においては、債権譲渡を申請したことをもって債権譲渡人の経営状態が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう留意する。なお本制度に係る債権譲渡によって債権譲渡人の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

附 則

この要領は、平成26年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。